

平成16年4月19日

各 位

会 社 名 株式会社イチヤ
代表者名 代表取締役社長 吉岡公和
(登録銘柄 コード番号 9968)
問合せ先 取締役財務本部長
曾 我 部 達 雄
(TEL. 088 - 823 - 2638)

株式移転による完全親会社設立および 持株会社体制による事業再編に関するお知らせ

当社は、平成16年4月19日開催の取締役会において、商法第364条以下の規定による株式移転の方法により、当社の完全親会社（持株会社）の設立を平成16年5月12日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式移転による完全親会社の設立および持株会社体制による事業再編の目的

当社は、昭和22年3月創業以来、高知市を中心に「紳士服等衣料品の小売業」を営み、昭和58年以降、郊外型の店舗展開が順調に推移したことから、平成6年4月株式を店頭登録いたしました。

しかしながら、同業他社との競争激化と消費低迷により業績が低迷してきた為、不採算店舗をその立地条件を活かした業態へ転化し、平成11年11月に紳士服と同様、最終消費者向け事業である飲食事業（焼肉店「牛藩」）の展開を開始し、以降、不動産事業、自動製作機械の製造事業、絵画・美術品取扱事業等に取り組んでまいりましたが、事業としての確立には至らず、IT関連事業につきましても撤退を決議しております。

そのような状況下におきまして、平成16年2月1日付当社の代表取締役の変更に伴い、当社並びに当社の子会社を含めた企業グループとして、健全かつ競争力のある会社を目指し、この度の株式移転による完全親会社設立を検討した次第であります。

企業グループの展開としましては、当社がこれまで培ってまいりました紳士服小売業、飲食事業での展開等、エンドユーザー向けに対する、ロードサイドを主体とした店舗展開のノウハウを結集し、現状の事業と業態の異なる事業グループを横断的に管理する会社を持株会社として、紳士服小売業、焼肉店をベースとした業態毎のロードサイド型チェーン展開を行う子会社を傘下に配置していくグループ展開を考えております。これらのグループ戦略は、異なった業態の事業について、それぞれに独立採算制を踏まえた別会社とすることにより、各事業への集中と採算意識の向上を図ることができ、個別会社の業績向上が期待できるという効果があります。更にはロードサイド型業態への進出として、資本提携や業務提携及び企業買収といった、手法を効果的に活用できるという狙いもあります。一方で、期せずして業態の撤退という局面においても他業態への影響を最小限に留めることが可能となってまいります。

完全親会社設立後につきましては、小会社となる株式会社イチヤについて、その主体となる紳士服小売業及び飲食業の事業部毎での黒字化を図ることが必須であることから、より一層の商品力の強化と販売力の向上を図り、地域密着型の店舗創りを行い、安定的な収益を確保のできる体制としてまいります。

取扱商品につきましても従来の紳士服及びカジュアル衣料と併せて、婦人服や子供服を含めた衣料品及びその小物まで商品群を拡大またはこれらを取り扱う事業体と業務提携をすることで、これを確実に実現させ、客層の拡大と業績の向上を図ってまいります。

また、飲食事業におきましては、BSE問題を含めた逆風下の中ではありますが、現在は安定的な業績で推移し始めていることから、今後は店舗毎での採算性の向上を図るため、食材等の仕入業者の見直しによる粗利益率と経費の効率性を高めてまいります。これらにより、子会社となる当社の主体となる事業は、営業利益ベースでの早期完全黒字化を図り、企業グループの主軸として、グループ全体の業績の向上を目指すことで、収益性を高め、配当等含めた株主への早期還元を行う所存であります。

2. 株式移転の条件等

(1) 株式移転の日程(予定)

| | |
|----------------------|-----------------|
| 平成 16 年 4 月 19 日(月) | 株式移転決議取締役会 |
| 平成 16 年 5 月 12 日(水) | 株式移転承認臨時株主総会開催日 |
| 平成 16 年 12 月 9 日(木) | 株券提供公告 |
| 平成 16 年 12 月 13 日(月) | 株券提出期間開始 |
| 平成 17 年 1 月 26 日(水) | 登録取消日 |
| 平成 17 年 1 月 31 日(月) | 株券提出期間終了 |
| 平成 17 年 2 月 1 日(火) | 株式移転期日・持株会社設立日 |
| 平成 17 年 2 月 1 日(火) | 持株会社設立登記日 |
| 平成 17 年 2 月 1 日(火) | 持株会社上場日 |

- (注) 1. 日程に関して変更があった場合にはその都度遅延なくお知らせいたします。
2. 上記日程のうち、持株会社株券の上場に関しては日本証券業協会の承認を条件とします。

(2) 株式移転比率(予定)

| | 株式会社イチヤホールディングス(仮) | 株式会社イチヤ |
|--------|--------------------|---------|
| 株式移転比率 | 1.0 | 1.0 |

(注) 株式の割当比率

株式会社イチヤの普通株式1株に対して株式会社イチヤホールディングス(仮)の普通株式1株を割当て交付いたします。また、単元株制度を採用し、1単元の株式を1,000株といたします。

株式移転比率の算定根拠

本株式移転におきましては、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社構成と株式会社イチヤホールディングス(仮)の株主構成に変化はないことから、株主の皆様の不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する普通株式1株に対して株式会社イチヤホールディングス(仮)の普通株式1株を割り当てることといたしました。

第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記の理由により、第三者機関による算定は行いません。
今後、変更があった場合は、随時発表させていただきます。

(3) 株式移転交付金

当社は、株式移転に際して株式移転交付金の支払は行いません。

(4) 設立後における新会社の登録申請に関する事項

新たに設立する完全親会社の登録(売買開始)予定日は、日本証券業協会の規則に基づき決定されますが、株式移転をなすべき日は平成 17 年 2 月 1 日を予定しております。なお、株式会社イチヤホールディングス(仮)の新規登録に伴い、株式会社イチヤは、平成 17 年 1 月 25 日をもちまして登録取消となる予定であります。

(5) 株式移転による新株予約権の完全親会社への承継に関する事項

当社は、平成 16 年 3 月 12 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 に基づき、特定の第三者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 16 年 5 月 12 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議しておりますが、上記新株予約権は完全親会社に承継されます。

承継される新株予約権の内容

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

新株予約権 1 個につき、完全親会社の株式 1,000 株を割当てます。

権利行使に際して払込むべき金額

新株予約権 1 個につき 25,000 円、又は、行使日の前日に相当する取引日の終値に 0.9 を乗じた価格(円未満切上げ)に に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方を行使価格とする。

権利行使期間

平成 16 年 6 月 3 日から平成 18 年 7 月 31 日まで

その他の権利行使の条件

原則として、承継前における権利行使の条件と同じとする。

消却事由及び消却条件

原則として、承継前における権利行使の条件と同じとする。

新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(注)株式会社イチヤ第 2 回新株予約権(権利行使により発行される新株式の数 150 百万株)が、株式移転期日迄に行使がなされなかった場合には、その全部が完全親会社に承継されます。

(6) 株式会社イチヤ第 1 回新株予約権の消却に関する事項

当社は、平成 14 年 10 月 29 日開催の定時株主総会において、第 1 回新株予約権 160,000 個の発行を決議し、未行使の新株予約権は平成 16 年 3 月 31 日現在で 119,590 個あります(行使期間は平成 14 年 11 月 18 日から平成 17 年 7 月 31 日まで)。しかしながら、平成 16 年 5 月 12 日開催予定の臨時株主総会において、株式移転による完全親会社設立が承認決議された場合には、平成 14 年 10 月 29 日株主総会で決議された新株予約権の消却理由(「株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合」)に該当することとなるため、総会決議の後の同日に取締役会を開催し、残存する第 1 回新株予約権の全部を消却することを決議いたします。

なお、消却条件については、平成 14 年 10 月 29 日の株主総会決議に従い、本新株予約権者に対し、無償で消却することといたします。

(7) 株式移転の当事会社の概要(平成16年1月31日現在)

| | | |
|---------------|--|---|
| 商号 | 株式会社イチヤ | |
| 事業内容 | 紳士服小売業、飲食業 | |
| 設立年月日 | 昭和27年6月24日 | |
| 本店所在地 | 高知県高知市帯屋町1丁目10番18号 | |
| 代表者 | 代表取締役社長 吉岡公和 | |
| 資本金 | 36億9,258万円(平成16年3月31日現在) | |
| 発行済株式総数 | 96,340,884株(平成16年3月31日現在) | |
| 株主資本 | 11億3,333万円 | |
| 総資産 | 29億2,271万円 | |
| 決算期 | 7月31日 | |
| 従業員数 | 22名 | |
| 主要取引先 | ワキタ株式会社 フレックスジャパン株式会社 美濃屋株式会社 | |
| 大株主及び 持株比率 | 羅民詔 Eシ-セキュリティズ ホンコンリミテッド アカウントクライアント コア シフィックマイインターナショナルホンコン シーエルエーザブ アカウントクライアント 山本誠三 | 5,141,000株(6.25%) 3,366,000株(4.09%) 2,899,000株(3.52%) 1,688,000株(2.03%) 1,098,440株(1.34%) |
| 株主数 | 4,856名 | |
| 主要取引銀行 | 高知銀行、四国銀行、りそな銀行 | |

最近3事業年度の業績

(単位：百万円)

| 決算期 | 株式会社イチヤ | | |
|---------------|----------|----------|----------|
| | 平成13年7月期 | 平成14年7月期 | 平成15年7月期 |
| 売上高 | 2,684 | 3,052 | 784 |
| 営業利益 | 362 | 225 | 316 |
| 経常利益 | 596 | 681 | 374 |
| 当期純利益 | 1,855 | 2,128 | 545 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 111.11 | 41.69 | 8.67 |
| 1株当たり年間配当金(円) | - | - | - |
| 1株当たり株主資本(円) | 47.56 | 22.61 | 16.49 |

3. 新会社(持株会社)の概要

- (1) 商号 株式会社イチヤホールディングス(仮)
- (2) 事業内容 他社の株式・有価証券等を取得所有すること、および当該会社の管理運営
グループ企業の管理業務運営を行うとともに、経営戦略の立案や検討、株主の皆様への対応等の業務
株式を保有する他の会社に対し、必要な助言・斡旋その他コンサルティング業務
- (3) 本店所在地 高知県高知市帯屋町1丁目10番18号
- (4) 取締役及び監査役(案) (代表取締役社長) 吉岡公和
(取締役) 曾我部達雄 山本誠三 竹崎隆一
増田聡
(監査役) 中越正人 清水正博 澤本正二郎
井上昌治
- (5) 資本金 5億円
- (6) 発行予定株式数 96,340,884株
但し、株式会社イチヤが発行した新株予約権が、株式移転期日の前日までに行使された場合は、発行された株式数に相当する株式数を限度として、株式数を増加させるものとする。
- (7) 決算期 7月31日
設立登記日(平成17年2月1日予定)から平成17年7月31日までを第1期営業年度といたします。
- (8) 会計監査人 国際第一監査法人
- (9) 名義書換代理人 三菱信託銀行株式会社 証券代行部を予定しております。
- (10) 設立後の見通しと事業再編の効果

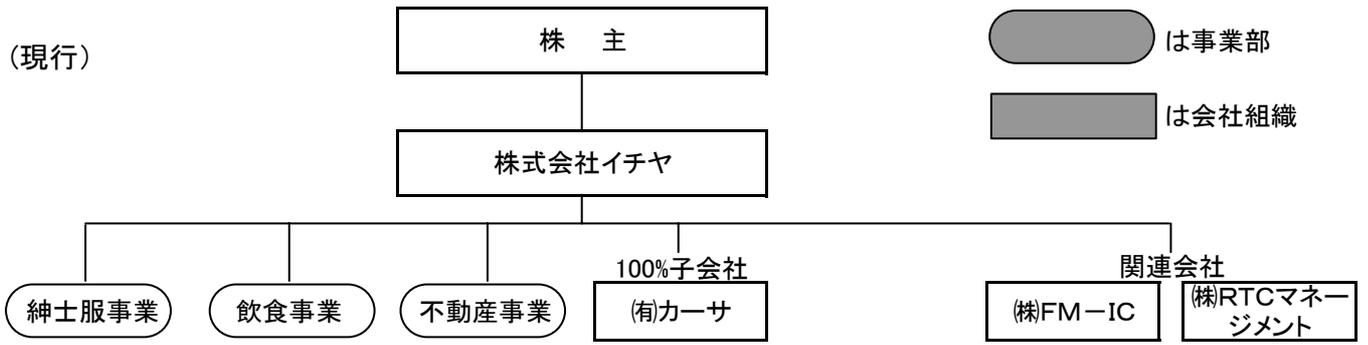
新会社は、専門性を持たせた子会社をグループとして捉え、管理・支援し互いにシナジー性を持たせてグループ全体の利益と価値を創造することを事業としていく所存です。更にグループ内での資産・ノウハウの有効活用およびグループを構成する子会社の選定・管理などグループとしての経営を行ってまいります。このようにグループとして経営を考え各子会社を管理・支援することに特化できることから、様々な手法により柔軟かつ迅速にグループ運用および効率的な経営が可能となります。

今後の新会社の管理する会社等に関しましては、編成手法や候補を現在検討中であり、決定次第開示してまいります。

なお、新会社設立後の業績見通しにつきましては、確定次第お知らせいたします。

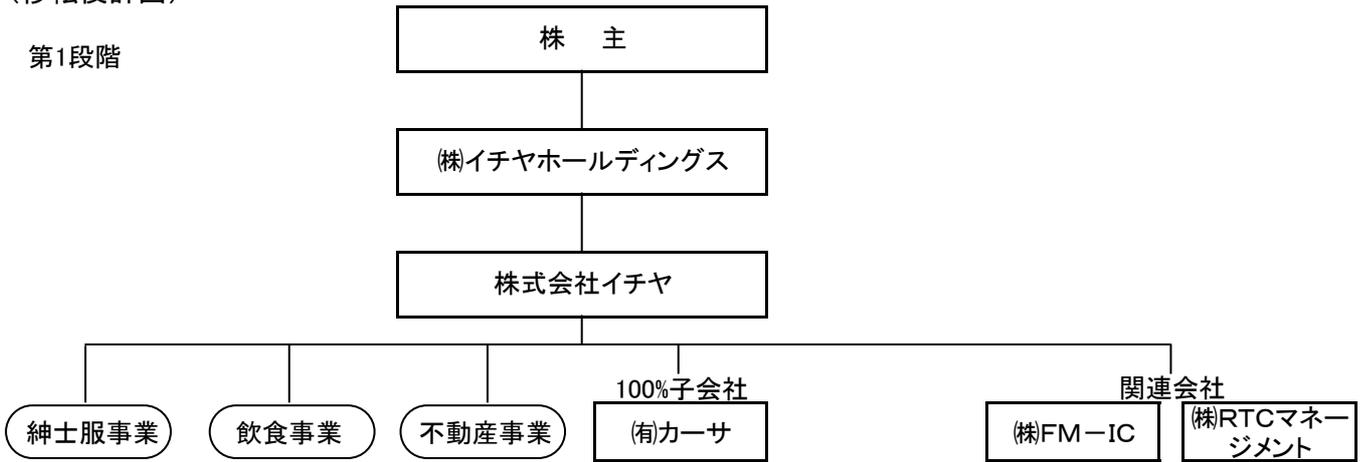
以上

(現行)

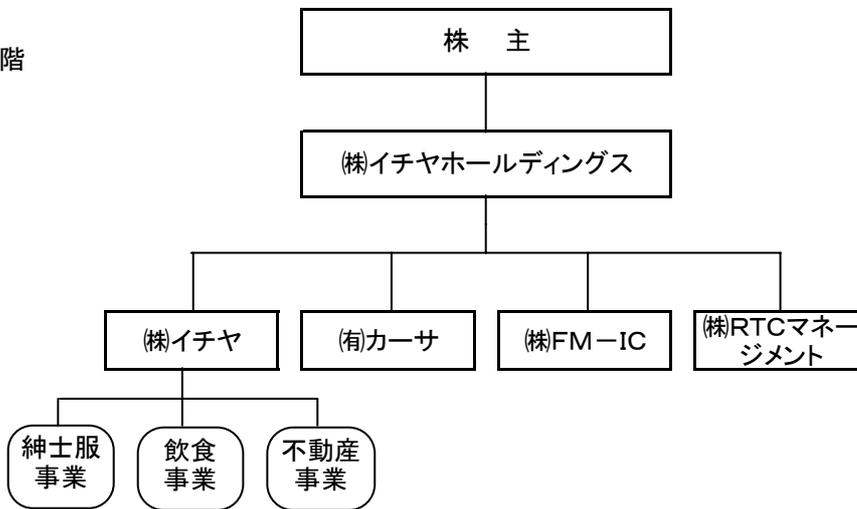


(移転後計画)

第1段階



第2段階



第3段階

